



ANTI-CORRUPTION REGULATION SURVEY OF SELECT COUNTRIES 2013

汚職行為防止法に関する調査2013
～アフリカ編～



汚職行為防止法に関する調査 2013 ～アフリカ編～

2013 年度の汚職行為防止法に関する調査（アフリカ編）のご案内.....	i
用語集	iii
ケニア共和国	1
モザンビーク共和国	4
南アフリカ共和国	6
ジョーンズ・デイ 各国の事務所	9

2013 年度の汚職行為防止法に関する調査 (アフリカ編) のご案内

本調査は、アフリカ地域における、ジョーンズ・デイの 2013 年度版汚職行為防止法に関する調査です。本年度版においても、前年度版と同じ体裁にしており、以下に説明しております。

多くの国における汚職行為防止法の重要性、及び、その規制に違反し又は当該違反を行っている企業若しくは個人と関係を有することによる潜在的リスクについて、多国籍企業の間で、認識が高まっています。

米国は、汚職行為防止法の執行をより強化し続けており、その中には、米国との関連が限定的な、米国外での事業活動を行っている外国企業に対する執行も含まれています。また、英国は、近年、領域外の行為も対象とする、広範囲にわたる汚職行為防止法を導入しました。規制の内容及び執行状況は国毎に異なっていますが、多くの国において、より多くの規制及びより厳格な執行に向けた明確な動きがみられます。

この調査は、アフリカ地域における、複雑かつ発展中の汚職行為防止法の現状の概要をお伝えすることを目的としています。この調査には、各企業の状況及び必要に応じた様々な利用方法が考えられますが、以下に、いくつかの例を紹介します。

- **デュー・ディリジェンス** この調査は、M&A の対象や合併事業のパートナーの候補に適用される汚職行為防止法の重要な部分について、その概要を把握するために利用できます。
- **ビジネス・パートナーの候補者** この調査は、企業が他国のビジネス・パートナー（例えば、ベンダーや顧客）と新たな関係を構築しようとする場合において、パートナーの現地における事業活動に関連する潜在的リスクの概要を把握するために利用できます。
- **コンプライアンス・プログラムの効果の検討** この調査は、国別、地域別又は全世界的なコンプライアンス・プログラムの策定の要否及び策定方法を検討するために利用できます。コンプライアンス・プログラムの策定を検討するにあたり、企業は、はじめに、特定の行為（例えば、贈答や饗応）が現地の規制に違反するかを理解する必要があります。

この調査は、対象国を地域別にアルファベット順で並べ、国毎に一定の事項について記載しています。そのような事項には、(i) 政府関係者及び外国政府関係者に対する贈賄禁止の有無、(ii) 「政府関係者」の意義、(iii) 政府関係者に対する贈答、饗応、旅費に関する規制の有無及び範囲、(iv) 執行に関する問題、並びに、(v) 近時の発展が、含まれています。

この調査はまた、調査対象としている各国の CPI スコア及びランクを記載しています。CPI とは、トランスペラシティ・インターナショナルにより公表されている、腐敗認識指数 (Corruption Perceptions Index) であり、認識された汚職のレベルに基づき、世界中の各国

についてスコア及びランクを付けているものです。CPIスコアは100（極めて清廉）から0（汚職率が高い）までとされており、2013年には、CPIはこのスコアに基づき、177カ国をランク付けしています。この調査はまた、調査対象としている各国が締約国となっている主要な国際条約も記載しています。これらの条約は、グロッサリーにおいて定義をしています。

この調査は、特定の国の規制の範囲及び概要を把握するための出発点として利用できますが、特定の事実関係に照らした実際の規制に関する検討の代替とはなりません。また、この調査は、特定の事実又は状況についての法的なアドバイスとはなりません。

特定の国の汚職行為防止法に関する問題が発生した場合のため、この調査の最終章に、特定の事実及び状況に基づく情報の提供、あるいは、より適切な場合には、現地の弁護士の紹介を行うことが可能な、ジョーンズ・デイの担当者を記載しています。また、複数の法域にまたがる問題が発生した場合には、ジョーンズ・デイのチーム（場合によっては、現地の関係事務所を含みます）が、包括的かつ焦点を合わせた回答を提供するために、効果的に協働してサービスを提供することが可能です。

外国法事務弁護士
スティーブン・デコセ
パートナー
sdecosse@jonesday.com

外国法事務弁護士
イアン・ライト
アソシエイト
iwright@jonesday.com

ジョーンズ・デイ法律事務所
東京都港区虎ノ門4丁目1番17号
電話 03-3433-3939
FAX 03-5401-2725

用語集

用語	意味
AUCPCC	腐敗防止及び対処に関するアフリカ共通条約
CPI	腐敗認識指数（Corruption Perceptions Index） トランスペアランシー・インターナショナルが発表している、専門家による評価とアンケート調査に基づき腐敗認識レベルを国別にランキングしたもの。2011年は、183の国がCPIスコアによりランキングされた。 CPIスコアは、10（最も清潔）から0（非常に腐敗）までで表わされる。
OAS	米州機構（Organization of American States）
OAS 条約	米州腐敗防止条約（OAS Inter-American Convention against Corruption） 1996年3月採択。
OECD	経済協力開発機構（Organization for Economic Co-operation and Development）
OECD 条約	国際商取引における外国公務員に対する賄賂の防止に関する条約（OECD Convention on Combating Bribery of Foreign Public Officials in International Business Transactions） 2012年3月17日現在で39の国が加入している。OECDは実施を強制できず、監視を行うのみである。
SADCPAC	南部アフリカ開発共同体腐敗防止協定
UNCAC	国際連合腐敗防止条約（United Nations Convention Against Corruption） 腐敗の犯罪化、予防措置、協力と情報交換及び資金回復について規定している。2012年7月12日現在で161の国（EUを含む）が加入、受諾、承認又は批准している。

ジョーンズ・デイの出版物は、特定の事実関係又は状況に関して法的助言を提供するものではありません。本書に記載された内容は、一般的な情報の提供のみを目的とするものであり、問題の包括的な分析又は法的アドバイスを構成するものではなく、そのような意図を有するものではありません。適用される法律は、技術上のものであり、実際の事実や状況に基づく適切な法的アドバイスを必要とします。当事務所の事前の書面による承諾を得た場合を除き、（なお、かかる承諾を付与または撤回するか否かは当事務所の任意裁量に属します）、他の出版物又は法的手続において引用し、又は参照することはできません。当事務所の出版物について転載の許可を希望される場合は、当事務所のウェブサイト（www.jonesday.com）にある“Contact Us”の箇所にある所定のフォームをご利用下さい。本書の郵送その他の送信は、弁護士と依頼者との関係を構築することを意図するものではなく、また本書の受信により、そのような弁護士と依頼者との関係が形成されるものではありません。本書に記載された意見は、執筆者の個人的な見解を示すものであり、当事務所の見解を反映したものではありません。

地域	アフリカ	
国	ケニア共和国	
2013 CPI	ランク	136/177
	スコア	27
贈賄に関する法律	国内公務員等に対する贈賄	<p>ケニアには贈収賄に関する一連の法令が存在する。あらゆる種類の贈収賄に関する法律のうち基本となるものは、2003年汚職行為防止及び経済犯罪法（以下「ACEC」という。）である。</p> <p>ACECは、「代理人」の贈賄を禁じている。「代理人」には、公的部門や民間部門において他人を代理する役割を果たすいかなる者も含まれる。これに違反した場合、100万ケニアシリング（約11,547米ドル）以下の罰金、10年以下の拘禁又はその両方、及びその者が定量化できる利益を受領していれば追加の罰金が科される（ACEC48条）。</p> <p><u>賄賂の供与</u>：不正に利益を供与し、又はその約束をすることは犯罪となる（ACEC39(3)(b)条）</p> <p><u>賄賂の收受</u>：不正に利益を收受し、又はその約束をすることは犯罪となる（ACEC39(3)(a)条）</p> <p>「不正な收受又は供与」は、代理人が、本人に関する事を行い若しくは行わないこと、又は本人の事務に関連して利益若しくは不利益を図ることにつき誘因又は報いとなる利益を收受又は供与した場合に適用される。</p> <p>2005年公共部門における調達及び処分に関する法律（以下「PPDA」という。）は、調達手続における汚職行為を禁じており、違反した場合、400万ケニアシリング（約46,189米ドル）以下の罰金、十年以下の拘禁又はその両方が科され、公務員は公務就任の資格を剥奪される。</p> <p>刑法は、公的部門に就労するいかなる者に対しても、他人の権利を侵害するといった不利益を与える方法（贈収賄を含む。）での職務権限の濫用を禁じており、違反した場合、100万ケニアシリング（約11,547米ドル）以下の罰金、10年以下の拘禁、又はその両方が科される。</p> <p><u>法人の責任</u>：ケニア法では、法人、組合又は自然人の集合体も法的「主体」に含まれる。法に違反した法人に科される罰金は、自然人に科される罰金よりも厳しい。例えば、PPDAでは、個人の罰金が400万ケニアシリング（約46,189米ドル）以下であるのに対し、法人の罰金は1,000万ケニアシリング（約115,437米ドル）以下とされている。</p>
	外国公務員等に対する贈賄	代理人の贈収賄を禁じる ACEC は、外国公務員と国内公務員を区別していない。外国公務員の贈収賄は、その国の代理人の贈収賄であるとして、ACEC に基づき罰せられる。
	民間における贈賄	ACEC は、公共部門での贈賄だけではなく、民間における贈賄についても定めている。法人の従業員は、当該法人の「代理人」であり、ACEC はあらゆる代理人の贈賄を禁じている。
定義	政府の従業員	<p>「公務員」は、指導及び統率に関する法律（2012年法第19号。以下「LIA」という。）において、憲法第260条で付与された意味を引用して、定義されている。憲法260条は、「公務員」を、国家公務員又は国家公務員以外の公務に就任している者と定義している。また憲法は、「公務」を、中央政府、地方自治体又は公共サービスにおける職務であって、その職務に対する報酬や利益が国庫金又は議会予算から直接に支払われるものとしている。</p> <p>しかしながら、ACEC の贈収賄に関する規定によると、重要な用語は、「公務員」ではなく、「代理人」である。代理人とは、「あらゆる地位において、公共部門か民間部門かを問わず、他人によって雇用されている者、又は他人のた</p>

		めに若しくは他人を代理して行動する者」を意味する。
	贈物（贈答、接待等）	<p>「利益」には、あらゆる贈答、貸付、手数料、謝礼、約束、役務等が含まれる。憲法は、公務員に対する贈答や寄付は国に対する寄付とみなされ、国に引き渡されるべきであると定める。一般的に、公務員は公務の執行に関して贈答を受け取ることはできず、また要求することもできない。一方、公務員倫理法は、公務員が 20,000 ケニアシリング（約 230 米国ドル）を超えない非金銭的贈答を受け取るとを認めており、その他の形態の、公務の立場で公務員に対して提供される贈答については、当該公務員の属する組織に対する贈答として取り扱われる。また、公務員は、慣例として認められる特別な場合には、親戚や友人から贈答を受け取ることができる。</p> <p>LIA は、国家公務員に対して以下のことを禁じている。</p> <p>(a) (i)国家公務員がその職務を履行若しくは履行しないことよって達成される利益を持つ者、(ii)国家公務員の属する組織が監督する規制された行為を実施する者、又は(iii)国家公務員の組織と契約上若しくは法的な関係のある者、から贈答、厚遇、その他利益を收受し、又はその者に対してこれらの誘いかけをすること</p> <p>(b) 宝石その他貴金属若しくは石、絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約に基づき保護されている象牙その他動物の部位を贈答として收受すること、又は</p> <p>(c) 上記以外に、倫理及び汚職行為防止委員会（以下「EACC」という。）により特定された贈答を受け取ること</p> <p>LIA は、以下の条件を満たせば、国家公務員が公務員の立場で提供された贈答を受け取ることができると定める。</p> <p>(a) 通常の社会的儀礼、表敬又は慣習の範囲内であり、</p> <p>(b) 非金銭的なものであり、かつ</p> <p>(c) EACC で規定されている価値を超えないこと</p>
現状	執行機関	議会は、2011 年 8 月、倫理及び汚職行為防止委員会に関する法律（2011 年法第 22 号）を制定した。その結果、ケニア汚職行為防止委員会（以下「KACC」という。）は解散され、新たな捜査機関となる EACC に取って代わられた。政治的な影響力を強く受けていた KACC は、政府高官に関する事件について影響力を失った。新しい EACC には訴追権限があり（もっとも、ほとんどの事件については検事総長に依然として送られている。）、政治から独立しており（機関の長の任期は 6 年であり、再任されない。）、裁判外での処分権限を持つ。
	執行に関する問題	<ol style="list-style-type: none"> 1) 個人的な利得と公務とを区別しない上級職員の関与の欠如 2) 証人保護法は存在するものの、内部通報者に対する保護の実効性がないこと 3) 検事総長は、政治的な圧力を受けており、その圧力から断絶されていないため、政府高官が関与する汚職事件について起訴を控えてしまうこと
	最近の動き	高等裁判所は EACC の議長候補の指名が違憲であると言いついていたが、2013 年 7 月、上訴裁判所は、ムモ・マテム氏の指名を無効にした高等裁判所決定を覆した。それ以来、同氏が議長の職に就いている。
汚職行為防止に関する国際条約への参加	OECD 条約	不参加
	UNCAC	署名：2003 年 12 月 9 日 批准：2003 年 12 月 9 日
	AUCPCC	署名：2003 年 12 月 17 日

		批准：2007年2月3日
最終更新		2013年12月6日

地域		アフリカ
国		モザンビーク共和国
2013 CPI	ランク	119/177
	スコア	30
賄賂に関する法律	国内公務員等に対する贈賄	<p>モザンビークでは、議会在 2004 年に初めて汚職行為に関して、「汚職防止法」(2004 年 6 月 17 日法第 6 号) を採決した。汚職防止法は、政府が 2005 年に承認した同法の関係規則 (2005 年 6 月 22 日規則第 22 号) により実施されている。(以下、これらを合わせて「ACA」という。)</p> <p>賄賂の供与：公務員等に対して、当該公務員等の職務又は任務に反する行為と引換えに、その義務もないのに、直接又は間接を問わず、金銭又はその他の有形若しくは無形の利益を、供与し又はその約束をすることは犯罪である。違反者には、2 年以上 8 年以下の拘禁及び 1 年以下の罰金 (1 日 2,000 メティカル～30,000 メティカルの範囲内で、1 年 (365 日で計算) を上限として、裁判所が定める。) が科せられる (ACA 第 9 条第 1 項)。但し、当該違反行為が、違反者又はその家族に対して危険が及ぶのを避けるためになされた場合、その刑を減輕することができる (ACA 第 9 条第 2 項)。</p> <p>賄賂の收受：公務員が、当該公務員の職務に反する行為と引換えに、直接又は間接を問わず、金銭又はその他の財物を、收受し又はその要求をすることは犯罪である。違反者は、2 年以上 8 年以下の拘禁及び 1 年以下の罰金が科せられる。但し、当該行為が (職務の) 不作為若しくは遅延行為である場合又は当該行為が実行されなかった場合は、前者の場合 2 年以下の拘禁及びそれに合わせた罰金に減輕することができる、後者の場合 1 年以下の拘禁及び 2 カ月以下の罰金に減輕することができる (ACA 第 7 条第 4 項、5 項)。更に、金銭等の供与又はその約束を当該公務員が任意に拒否し、收受した金銭等 (もしあれば) が当該行為の履行前に返還された場合には、罰せられない (ACA 第 7 条第 6 項)。</p> <p>ACA 第 11 条によれば、違反者は、更に以下のいずれか又は複数の刑が科されることがある：①違法行為によって取得した財産又は所有物の没収、②発生した損害の全額の補てん、③資格剥奪、④政府その他公的企業との下請契約の禁止及び税制又は融資上の優遇又はインセンティブを受けることの禁止。</p> <p>刑法上にも、不正に公務を履行するのと引換えに寄付や贈与を收受した公務員、及び有利な取り扱いを受けるために公務員に対し贈与の申し込み、供与又はその約束をした者を罰する規定がある。上記行為を行った個人は、2 年以上 8 年以下の拘禁及び 1 年以下の罰金が科せられる (刑法第 318 条、第 321 条)。</p> <p>法人の責任：ACA 上も、刑法上も、法人に対する刑事的責任を課すものはない。</p>
	外国公務員に対する贈賄	<p>ACA の定める規制は、ACA 第 2 条第 3 項により、以下のとおり規定されているように、外国公務員等に対しても適用される。</p> <p>「この法律の規定は、この法律が適用される前述の者に対してのみならず、ACA 第 1 条に規定する犯罪を教唆し若しくは幫助し、又はそれにより利益を受ける者にも適用される。」</p>
	民間における贈賄	ACA 第 2 条第 1 項は、民間企業が外注を受けて公的サービスを提供している場合にのみ適用される。
定義	政府の従業員	ACA 第 2 条第 2 項は、「公務員」を、「法律に基づき任命又は指名されて、公的又はそれに類するサービスを、行う又は関与する者」と定義している。
	贈物 (贈答、接待)	ACA や刑法には、「賄賂」に関して明確に定義されておらず、「賄賂」の形式については「金銭やその他の財物」及び「有形又は無形の利益」という文言で

	等)	表現されているに留まっている（ACA 第 7 条第 1 項、第 9 条第 1 項）。無形の利益には、以下のものが含まれる（ACA 第 7 条第 3 項）。 (a) 特定の人物、会社又は機関に対する有利な取り扱い (b) 不法な利益、補償、報酬、貸付、裁定又は契約の締結 (c) 公正競争法に違背した競争入札情報の提供行為 (d) 検査試験に関する情報の不正な漏示行為
現状	執行機関	2005 年、汚職防止部会に取って代わり、中央汚職対策事務局（GCCC）が検事当局の内部組織として設立された。汚職防止部会は、2003 年に設立されたが現在は機能していなかった。GCCC は、汚職事件の告発を捜査し、マプト、ベイラ及びナンプラで運営されている。告発件数に比べて捜査件数は少ないものの、その数は、2009 年では 534 件であったのに対し、2011 年には 677 件にまで増加している。2011 年において捜査された 677 件のうち、214 件が起訴され、81 件が審理された。
	執行に関する問題	1) GCCC の職員は政府により任命される検事総長により任命されるため、政府からの干渉が GCCC における大きな問題になっている。さらに、GCCC には、特に、汚職関連事件の告発に基づいて捜査する権限があるものの起訴する権限がないがゆえに、専門的知識、リソース及び汚職と戦う政治的意志が不足している。 2) ACA 第 13 条（情報提供者や告発者に対する保護に関する規定）にもかかわらず、モザンビークには内部通報者を保護する強固な保護体制が存在しない。
	最近の動き	2011 年 7 月にモザンビークの閣僚会議が「汚職防止パッケージ」と呼ばれる政策を打ち出し、新たな汚職防止法及び刑法の改正が提案された。汚職防止パッケージは、内部通報者に対する強固な保護、公務員等の倫理行動規範及び横領、あっせん収賄若しくは収賄の処罰化を提案するものである。汚職防止パッケージは 2011 年 11 月にモザンビーク議会に提出され、2012 年 3 月に審議が予定されていた。しかしながら、その議案の複雑さから、予定されていた審議は延期された。
汚職行為防止に関する国際条約への参加	OECD Convention	不参加
	UNCAC	署名：2004 年 5 月 25 日 批准：2008 年 4 月 9 日
	AUCPCC	署名：2003 年 12 月 15 日 批准：2006 年 8 月 2 日
	SADCPAC	署名：2001 年 8 月 14 日 批准：2004 年 7 月 9 日
最終更新		2013 年 11 月 29 日

地域	アフリカ	
国	南アフリカ共和国	
2013 CPI	ランク	72/177
	スコア	42
贈賄に関する法律	国内公務員等に対する贈賄	<p>2004年汚職行為防止及び撲滅に関する法律（以下「PCCAA」という。）は、南アフリカの汚職行為防止法制の基本法であり、一般的な汚職犯罪について定めている。</p> <p><u>賄賂の供与</u>：他人に対して、権利濫用、任務違背又は不公正な結果を生じさせるような不正又は違法な態様での行為を自ら又は第三者をして私的に行わせることを目的として、贈物の供与又はその申込みを行うことは、犯罪となる（PCCAA3条(b)）。</p> <p><u>賄賂の收受</u>：権利濫用、任務違背又は不公正な結果を生じさせるような不正又は違法な態様での行為を自ら又は第三者をして行うことを目的として、贈物を收受し又はその約束をすることは、犯罪となる。</p> <p>以上の一般的な汚職犯罪（PCCAA3条）に加えて、PCCAAは、更に、その任務、地位又は権限に応じて、汚職行為とみなされる行為について規定している。</p> <p>—公務員（PCCAA4条） —議会（PCCAA7条） —裁判所職員（PCCAA8条） —検察庁（PCCAA9条）</p> <p>量刑は判決を下す裁判所がその裁量により以下の範囲内で決定する。</p> <p>—高等裁判所—無期以下の拘禁及び罰金 —地方裁判所—18年以下の拘禁及び罰金 —治安判事裁判所—5年以下の拘禁及び罰金</p> <p><u>法人の責任</u>：法人は、その株主、取締役及び従業員から独立した法的主体であり、その株主、取締役及び従業員とは別に、会社による違反行為について起訴される。南アフリカ法上法人の責任は、2008年会社法（2008年法第71号）及び刑事訴訟法（1997年法第51号）で広く規定されている。南アフリカ法では、会社を代表し又は支配している者の行為又は内心は、法人自体の行為や内心としてみなすと規定されている。PCCAAにより、汚職犯罪違反で有罪判決を受けた法人は、罰金の支払いを命じられることがあり、その金額には上限がない。PCCAAは、特定の法人に対して、社会倫理委員会を選任することを規定している会社法（2008年法第71号）の規則第43号と併せ読む必要がある。社会倫理委員会は、汚職行為に関して、積極的に監視し、汚職行為を減らすための方策を講じ、汚職行為に関するOECD条約の提言の順守を確認するなどの一定の義務を負う。</p> <p><u>報告義務</u>：PCCAAの下では、何人も、権限ある地位に就いている者は（民間企業で就労する者も含む。）、その者が知っていた、合理的に知り得た、又は疑った汚職行為を報告する義務を負う。報告を怠った者には、罰金又は10年以下の拘禁を科される可能性がある（PCCAA34条）。</p>
	外国公務員等に対する贈賄	<p>外国公務員等に対する賄賂についても、PCCAAに定められており、賄賂の供与者については国内公務員に対する贈賄と同様の規定が置かれており、外国公務員等に対して、権利濫用、任務違背若しくは適法な職務の違反、又は不公正な結果を生じさせるような違法な、不正な又は認められていない態様の行為を自ら又は第三者をして行わせることを目的として、贈物の供与又はその申込みを行うことは、犯罪となる（PCCAA第5条）。量刑は裁判所の裁量によって決定される。</p>

	民間における贈賄	民間における贈賄は、PCCAA による代理人に対する贈賄に関する規定により規制されている。PCCAA は、代理人によるいかなる贈物の收受若しくは供与又は第三者を介した代理人によるいかなる贈物の收受若しくは供与を禁じている（PCCAA6 条）。国内公務員に対する贈賄と同様に、量刑は裁判所の裁量によって決定される。
定義	政府の従業員	「公務員」とは、公的機関の構成員、役員又は従業員をいい、国から報酬を受け取っている者及び 1994 年公務法に定める公務に従事する者並びに公的企業の役員を含む。しかしながら、議会、検察庁及び裁判所の構成員は、公務員にはあたらない（PCCAA により別の条項で規制される）。 PCCAA における「外国公務員等」とは、外国国家における全ての立法、司法又は行政機関の職員、公的機関の職員及び公的国際機関の職員をいう。米国の海外汚職行為防止法（FCPA）などの主要な国際的な汚職規制とは異なり、PCCAA には、円滑化のための支払いを許容する条項はない。
	贈物（贈答、接待等）	PCCAA は、何人も、自ら又は第三者をして汚職行為をするために、贈物の收受し又は供与してはならないとする。「贈物」とは、金銭のみならず、贈答、接待、借入、雇用その他の利益をいい、贈物について許容される範囲は定められていない。
現状	執行機関	南アフリカには、管轄が重なる多くの汚職規制機関が存在する。特別捜査機関（以下「SIU」という。）は、汚職の捜査のみを行い、大統領へ直接報告する。SIU には起訴及び逮捕権限がないので、検察庁（以下「NPA」という。）と連携して活動している。NPA は南アフリカの主要な起訴権限を有する機関であり、いくつかの部門により構成されている。 南アフリカ警察（以下「SAPS」という。）は、多くの警察署長が収賄で有罪判決を受けてきたためにほとんど信頼されていないが、SAPS の中には、より巧妙化した犯罪についての捜査に特化した部門がいくつか設置されている。SAPS の中の主な汚職捜査機関は、重大犯罪捜査部（the Hawks）及び経済犯罪部である。 護民官（Public Protector）は、憲法（1996 年法第 108 号）181 条から 183 条により設立された。国の法令で定められているとおり、護民官の権限は、国事又は政府のあらゆる階層における行政運営における行為の中で不適切である又は不正若しくは差別的な結果をもたらしたと申し立てられた又はその疑いのあるものを捜査し、当該行為を報告し、適切な治癒措置を採ることにある。護民官は、1994 年護民官法第 23 条により、付加的な権限及び機能が与えられている。 最近、護民官は、様々な政府機関に対していくつかの注目を浴びる捜査を行っており、国家機関や政府高官に対する捜査について、政府から干渉を受けている。
	執行に関する問題	1) 上層部から下部組織に至るまで警察権力が腐敗していること。 2) 汚職行為防止機関が十分に政府による干渉から独立していないこと。 3) 国家や地方自治体に対して告発された捜査すべき事件が、しばしば無視されること。 4) 捜査機関が全面的な捜査を行うための十分なリソースを有しておらず、捜査員の経験やスキルが不足していること。 5) 内部通報者に対する保護が十分でないこと（内部通報保護法は、内部通報者を保護するために制定されたが、職業上の不利益に対する保護に限定されており、内部通報者に対する広範な保護は設けられていない。） 6) 包括的な法律があるにもかかわらず、PCCAA の下での起訴がほとんどないこと。このような現状は、裁判所により PCCAA がどのように解釈されるかについての推測を困難にしている。

	最近の動き	現在、南アフリカの国会は、秘密法案、すなわち国家機密保護法を見直しており、汚職に関する書類が開示されなくなり、汚職行為の捜査及び顕在化を困難にするのではないかという懸念が起きている。
汚職行為防止に関する国際条約への参加	OECD 条約	参加
	UNCAC	署名：2003年12月9日 批准：2004年11月22日
	AUCPCC	署名：2004年3月16日 批准：2005年11月11日
	SADCPAC	署名：2001年8月14日 批准：2003年5月15日
最終更新		2013年12月5日

ジョーンズ・デイ 各国の事務所

アーヴァイン
アトランタ
アムステルダム
アル・コバール
クリーブランド
コロンバス
サウジアラビア
サンディエゴ
サンパウロ
サンフランシスコ
シカゴ
シドニー
シリコンバレー
シンガポール
ダラス
デュッセルドルフ
ドバイ
ニューヨーク
パリ
ピッツバーグ
ヒューストン
フランクフルト
ブリュッセル
ボストン
マイアミ
マドリード
ミュンヘン
ミラノ
メキシコシティ
モスクワ
ロサンゼルス
ロンドン
ワシントン
上海
北京
台北
東京
香港